

参考資料 2 地下水における要監視項目の指針値超過状況（平成 6 年度・7 年度）

用途 物質	全 体			調査 自治 体数
	調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	
クロロホルム	395	0	0	19
トランス-1,2-ジクロロエチレン	1,113	0	0	27
1,2-ジクロロプロパン	351	0	0	19
p-ジクロロベンゼン	351	0	0	19
イソキサチオン	351	0	0	19
ダイアジノン	366	0	0	19
フェニトロチオン	359	0	0	19
イソプロチオラン	351	0	0	19
オキシ銅	311	0	0	18
クロロタロニル	359	0	0	19
プロピザミド	367	0	0	19
E P N	1,264	0	0	20
ジクロルボス	311	0	0	18
フェノブカルブ	351	0	0	19
イプロベンホス	311	0	0	18
クロルニトロフェン	406	(0)	(0)	21
トルエン	360	0	0	19
キシレン	360	0	0	19
フタル酸ジエチルヘキシル	346	1	0.3	19

ほう素	311	13	4.2	1.8
フッ素	1,183	9	0.8	2.3
ニッケル	310	0	0	1.8
モリブデン	311	0	0	1.8
アンチモン	311	2	0.6	1.8
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3,630	168	4.6	3.2

(注) 1 平成6年度及び7年度に都道府県の水質測定計画に基づき測定された結果及び環境庁委託調査により測定された結果を取りまとめたものである。

2 評価は年間最高濃度による。

3 クロルニトロフェンについては、指針値がないため検出地点数をかっこ書きで示している(報告下限値: 0.0001mg/l又は0.0005mg/l)。